

岩手県の震災対応財政3年間の実態と課題 (I)¹⁾

佐藤 博*・栗田 但馬**

要 旨 本稿の目的は岩手県を事例にして、東日本大震災対応財政の3年間、つまり、2011年度から13年度までの実態を明らかにすることである。岩手県は国の震災対応の制度創設や予算を先取りしながら、対応策をまとめて予算編成を行うとともに、国からの財政移転等が円滑に進むよう調整役として、また市町村への補助事業者等として、さらに広域行政の主体として直接復旧・復興事業に取り組んでいる。いわば「マルチプレイヤー」としての役割が大震災下で通常時よりも広範かつ高度に要請され、発揮されたと評価することができる。このような点を踏まえると、県の「広域」、「補完」などの機能が明確になり、それらが国や市町村の機能と相互に作用することが分権・自治型の災害復興を推進するうえで欠かせない。

キーワード 「なりわい」の再生、「暮らし」の再建、「安全」の確保、財政運営、復興基金

<目次>

1. はじめに
 2. 県の災害対応財政に関する先行研究と岩手県の大震災前後の財政
 3. 岩手県の震災対応財政の全体像
 4. 財源(以上、本号(I))
 5. 「『なりわい』の再生」
 6. 「『暮らし』の再建」—被災者生活再建支援—
 7. 「『安全』の確保」—社会資本の復旧・復興—
 8. 財政運営
 9. 小括—県財政の役割—(以上、本号(II))
 10. 岩手県の震災対応財政の課題
- 補論 岩手県の復興計画とその進行管理(以上、次号)

1. はじめに

2011年3月11日の東日本大震災は岩手県、宮城県、福島県を中心とする、きわめて広範な地域に甚大な被害をもたらした。それら3県の復興は多岐かつ長期に及んでおり、道半ばであるが、それを担う国・地方自治体(県・市町村)、民間企業、非営利・協同組織などの積極的かつ継続的な活動およびそれぞれの強力な連携を不可欠とする。同時に、復旧、復興には過去にない膨大な費用を要

し、国・地方自治体の財政もその例外ではない。むしろ、震災対応のための財政は、被害が大きいほど重要性を高めることになり、時に広範にわたり、あるいはきめ細やかになることが要請される。それがゆえに、震災対応財政のあり方を巡って、その定期的な振り返りは欠かせない。

地方財政分野における災害財政研究は宮入(2006、2013a、2013bなど)にみるように、災害の政治経済学として地方分権・住民自治および被

* 岩手県総務部 〒020-0570 岩手県盛岡市内丸10-1

** 岩手県立大学総合政策学部 〒020-0693 岩手県滝沢市菓子152-52

災地・被災者の視点から、国の災害対策・復興政策に対する批判を中心に展開し、国と地方自治体の財政課題を提起してきた。しかし、先行研究では国・自治体関係の側面に比して、地方財政に欠かせない自治体財政運営の側面は、復興が多岐かつ長期に及ぶほど強く問われるにもかかわらず、十分に分析されていない。また、国・自治体関係と言っても、国・県関係からのアプローチは非常に弱く、この点を含めて県（広域自治体）の災害財政を対象とする研究は、県が復興の政策・実施主体として不可欠であるにもかかわらず、ごくわずかである。

本稿の目的は岩手県を事例にして、大震災対応財政の約3年、つまり、2011年3月から14年1月までの実態と課題を明らかにすることである²⁾。

2. 県の災害対応財政に関する先行研究と岩手県の大震災前後の財政

(1) 県の災害対応財政に関する先行研究

災害財政分析の代表的な先行研究として、宮入（2006など）、武田（2009など）、池上（2013）などをあげることができる。とくに宮入興一教授は国内外の様々な大災害を対象にし、総論、各論のいずれにおいても優れた研究を蓄積している。それらの特徴として次の5点があげられる。第一に、平時の国と地方の財政関係にもとづき、国の補助事業が中心であるために、被災自治体の復興のための努力が国への陳情と国庫財源への依存体質を深め、各省庁による縦割りの行財政管理の強化をもたらす。

第二に、災害対策・復興政策における原形復旧に対する国庫負担の限界を明らかにした。東日本大震災では同じような災害による被害を防止したり、軽減する目的を備える改良復旧が積極的に認められ、原形復旧を否定するケースが多々みられる。

第三に、国土保全・公共施設復旧優先主義がみられる。被災者に自動回復が強要されるもとは個人災害保障や生活・生業再建より公共施設（とくに産業基盤）の災害復旧や治山治水、道路など

の従来型の公共土木事業に偏っている。

第四に、個人・法人の資産形成に資する措置を一貫して拒否している国の対策の難点を指摘してきた。とくに被災者の生活再建のあり方は重要な論点とされ、被災者生活再建支援制度の根幹である支援金の増額、支給対象の拡大、国庫補助率引き上げなどの不十分さが明らかにされてきた。

第五に、被害の長期化、複雑化に対応する国の財政措置がきわめて不十分であること。東日本大震災で言えば、漁村地域では生業、生活、コミュニティが一度に崩壊したケースが多くみられ、これらの一体的な再建が長期を要するのであれば、国の総合的、継続的な対応が問われることになる。

こうして先行研究では国・自治体関係の側面が主たる対象になり、災害財政の課題にとって不可欠であることが示唆される。しかし、この点は復旧・復興が多岐かつ長期に及んでも有効であるものの、実際には、過去の大災害にみるように発災から1、2年で国の震災対応財政の見直しにブレーキがかかる。復旧・復興はその後のほうが長く、むしろトータルでみれば通常対応を含む自治体財政運営の側面も同程度に重視する必要がある。また、盾の両面を構成する行政運営（体制、政策、計画など）との関わりも欠かせない。

先行研究では国の災害対策に対する批判に重点が置かれるがゆえに、地方自治体の財政運営については、その問題がどのような形であられるかに焦点が当てられ、広く分析しきれていない。例えば、青田（2011など）をヒントにすれば限られた基金や自主財源を使って、いかなる事業を実施し、どのような効果があったのか、また、特定財源を用いた事業でも限られた裁量のなかでどのような工夫をしたのか、という点は住民・地域の生活や仕事の再建にとって重要であるにも関わらず、十分に分析されなくなる。

国・自治体関係と言っても、国・県関係からのアプローチは非常に弱く、この点を含めて県の災害財政を対象とする包括的な研究はごくわずかである。そのなかできわめて緻密に分析されている研究が宮入（1994）である。それは1991年6月

の大火碎流によって43名の死者・行方不明者を出し、長期にわたる警戒区域の設定（立入りの原則制限・禁止）と避難生活を余儀なくされた雲仙火山災害を素材とし、長崎県の財政を主な分析対象にして国と地方の災害財政の問題と課題を明らかにしている。

宮入（1994）では長崎県は財政基盤を国（中央政府）に大きく依存し、財政構造が脆弱であるが、災害の長期化、大規模化、複合化はそうした弱点に小さくない影響を与えていると警鐘を鳴らす。財源面からみる限り、災害対策については県独自で展開する余地に乏しく、国の方針の延長線上で、国庫支出金、特別交付税、起債措置によって財源補てんを受けながら、一般財源を付加して実施せざるを得ない。そして、県財政が一層硬直化する可能性を指摘し、増発された地方債の償還にかかる後年度負担の影響も危惧されている。他方で、災害対策史上初となる「雲仙岳災害対策基金」の創設によって、災害の変化や被害の状況に応じた柔軟かつ迅速な対策がある程度可能になったことが評価されている。そして、多額の規模となった義援金もきめ細やかな対策を可能にしたが、その用途については制度の欠陥の穴埋めを余儀なくされる側面が強く、そうならないように災害対策の制度改革が必要であると強調している。

宮入（1994）において主な分析対象となった長崎県の財政のように、岩手県の財政も同様に財政基盤を国に大きく依存し、脆弱な構造になっている。東日本大震災にかかる災害対策に伴う財政措置では、先行研究に加えて、大災害復旧・復興の経験から強く批判されてきた国庫支出金、特別交付税、起債措置という3点セットはほとんどみられないが、仮にそれが全面的に実施されていたとしたら、県債残高は急増し、将来の財政が「破綻」と言われるような水準になるに違いないであろう。これに対して、今回、東日本大震災復興交付金、震災復興特別交付税という新たな財源システムが導入されており、先行研究でも積極的な評価が与えられている。ただし、同時に、少なくない問題が指摘されており³⁾、また、岩手県をはじ

め被災県・市町村から国に対して柔軟な制度運用が要望されている。

こうした新システムの導入は歴史的経緯から言えば、災害財政の到達点であり、不断の見直しを含意しており、また、ある意味で1990年代後半以降の地方分権改革の成果と限界を映し出しているかのようである。

いわゆる3点セットからアプローチして、阪神・淡路大震災において非常に大きな役割を果たした兵庫県の財政について言及しておきたい。それを概観すると、復旧・復興にかかわって膨大な県債を発行し、現在も巨額の県債償還に追われている状況にある。兵庫県の財政力指数は2009～11年度平均0.59（岩手県0.29）で比較的高く、人口1人当たり県税収入は11年度101千円（同86千円）で高位にあっても、11年度の実質公債費比率は19.5%、将来負担比率は351.7%で、厳しい財政運営を余儀なくされている。こうした意味においても、今回の大震災対応にかかわって3点セットではなく、復興交付金とともに新たに創設された震災復興特別交付税のために、起債しないですむ財政措置は、財政力の脆弱な自治体にとって大きな意義を持つ。

なお、宮入（1994）では基金や義援金が重点的に分析されているものの、財政運営の側面はかなり弱いので、本稿では市町村との共通点や相違点を意識しながら積極的に展開していく。

（2）東日本大震災前後の岩手県財政の全体像

東日本大震災前後の岩手県財政について、2001年度から2012年度までの決算（普通会計）をみると、歳入の特徴は次のとおりである（総務省「決算カード」など）。①地方税の比重は2007・08年度を除いて20%以下であり、税収は09・10年度に1,200億円を割る状況であった。2011年度は1,128億円（8.3%）で減少したものの、12年度は1,220億円（10.0%）で増大している。②地方交付税が最大の比重を占め、2007・08年度には34%超に達していた。2010年度の2,276億円に対して、11年度は3,897億円（28.8%）、12年度は

3,225億円(26.3%)で増大している。③国庫支出金および地方債の比重も高く、地方税の比重を上回ることもある。大震災後に国庫支出金は急増し、2011年度に4,198億円(31.0%)、12年度に2,466億円(20.1%)となった(10年度1,061億円、14.5%)。なお、地方債の水準はほとんど変化していない。

歳出の特徴は次のとおりである。①総額が急減している。2001年度の9,337億円に対して、10年度は6,882億円であった。しかし、大震災後の2011年度、12年度は1.25兆円、1.11兆円で著増している。②投資的経費が大きく縮減しており、2010年度の1,055億円(15.3%)は01年度の3,233億円(34.6%)の1/3の水準である。これに対して、大震災後の2011年度、12年度は2,584億円(20.7%)、2,862億円(25.7%)で著増している。③義務的経費は人件費の大幅減のために金額で減少しているものの、比重をみると2002年度に40%を超え、45%前後で推移している。金額は大震災後も変化しない。④大震災後に最も大きな伸びを示したのはその他の経費であり、積立金は2010年度209億円(3.0%)、11年度2,963億円(23.7%)、12年度1,218億円(11.0%)、補助費等は10年度1,277億円(18.6%)、11年度1,940億円(15.5%)、12年度2,030億円(18.3%)となっている。

その他の特徴として、地方債現在高の増加があげられる。2001年度末で1.33兆円であったが、10年度末で1.53兆円となっている。なお、大震災後はほとんど変化しない。

主な財政指標について、最初に財政調整基金の残高をみると、被災時にあたる2010年度末時点で140億円(01年度末時点73億円)と少額になっており、今回の大災害では無いものに等しい額であった。通常、災害などの非常時への備えとして財政調整基金はある程度の額を確保しておくことが一般的であるが、毎年度の予算編成において多額の財源不足に対応して取り崩さざるを得ない状況が続いたため、十分な額を積み立てておくことができなかったということである。

次に、実質公債費比率および将来負担比率であるが、いずれも都道府県のなかで非常に高い団体の1つになっている。実質公債費比率は2011年度17.6%(47団体平均13.9%)、12年度18.6%(同13.7%)、将来負担比率は11年度260.1%(同217.5%)、12年度257.7%(同210.5%)である。これらの指標の悪化は大震災までに累増した多額の借入金残高によるものである。2011年度末の普通会計決算による県債残高(1.53兆円)に関して、県民1人当たり約117万円は都道府県のなかで5番目に高い水準であり、毎年度、県債償還に要する財政負担が重くなっている。

2012年度の実質公債費比率はいわゆる財政健全化法にもとづく「健全化判断比率」にしたがって早期是正措置の水準(18%超)に達し、13年9月に地方債の許可団体となった。許可団体となれば、公債費負担適正化計画を自主的に作成し、実質公債費負担の適正な管理を行わなければならない⁴⁾。2013年末現在、岩手県に加えて北海道、大阪府、兵庫県など7道府県が計画を策定している。今後、公債費のピークが2015・16年度と見込まれ、また、実質公債費比率は16年度にピークを迎え、その後低下し、20年度に18%以下になると試算されている。

実質公債費比率の見通しに関する試算の前提は、復旧・復興事業の財源措置がこれまで通りに継続される前提に立っていることから、国による確実な財源措置とともに、堅実かつ計画的な財政運営が求められることとなる。このため国の地方財政対策しだいでは、非常に厳しい局面を迎えることも予測される。なお、将来負担比率は若干低下しているが、復興関係基金の造成による充当可能な基金残高の増加によるものであり、今後、復興事業の進展によって基金の取り崩しが進み、充当可能基金の残高が減少すれば比率は上昇していくものと見込まれる。

3. 岩手県の震災対応財政の全体像

本稿では岩手県の震災対応財政の実態を、全体像、財源、個別事業(制度)等の順で明らかにする。

県が「岩手県東日本大震災津波復興計画」（以下、復興計画と略称する）で掲げる3つの原則、つまり「『安全』の確保」、「『暮らし』の再建」、「『なりわい』の再生」を念頭に置き、また、中間団体（広域団体）としての県の役割を確認したり、あるいは問い直したりしながら、過去の大震災との関わりで、従来から実施されている事業（制度）、新たに実施されている事業（制度）、財政運営に関わる特徴的な状況などを取り上げる。いずれも先行研究において重要な論点として提起されたり、あるいは県から国等へ改善を強く要望したりしている事業（制度）に着目する。

岩手県の2011～13年度の震災対応財政を予算ベースで概観すると、その特徴として、歳入（財源）面では国庫支出金が最多の金額であることがあげられる（表1）。これは過去の大震災のケースと同様であり、国との強い関係がみられる。ただし、「その他」の財源もかなりの規模であり、そのうち大半を占める繰入金に注目することができる。それは復興交付金基金や復興基金などからなり、これまでにない構造となっている。歳出面では「『なりわい』の再生」分野が最大の比重を占めており、産業再生に対する政策的な重要性が際立っていることがわかる（表2）。

表1 岩手県の震災対応関連予算：財源内訳

（単位：百万円）

	予算額	財源内訳			
		国庫支出金	県債	その他	一般財源
2010年度	13,427	8,337	2,376		2,714
2011年度	798,980	488,402	3,306	118,551	188,721
2012年度	458,279	164,344	7,246	187,368	99,322
2013年度	533,329	159,143	7,158	296,588	70,440
累計額	1,804,015	820,226	20,086	602,507	361,197

（注）1. 2010年度は7号、8号の2度、11年度は2号、3号、5～12号の10度、12年度は1～3号、5号、6号の5度、13年度は1号、2号、4号の3度の補正予算（震災対応分）を含んでいる。

2. 2013年度については4号補正予算（12月定例会）までを掲載している。

（出所）岩手県財政課資料より筆者作成。

表2 岩手県の震災対応関連予算：復興計画・3原則10分野等の状況

（単位：百万円）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	合計	構成比
「安全」の確保	防災のまちづくり	350	59,909	80,820	205,256	346,335	19.2
	交通ネットワーク	214	29,409	47,535	59,487	136,645	7.6
	小計	564	89,319	128,355	264,743	482,981	26.8
「暮らし」の再建	生活	9,626	123,726	41,188	28,928	203,468	11.3
	雇用		7,113	22,452	21,433	50,998	2.8
	保健・医療・福祉	64	7,163	6,770	12,399	26,396	1.5
	教育文化	107	3,061	2,770	3,887	9,825	0.5
	地域コミュニティ		2,587	1,411	1,311	5,309	0.3
	市町村行政機能		73		4	77	0.0
	小計	9,797	143,722	74,591	67,963	296,074	16.4
「なりわい」の再生	水産業		195,371	39,622	79,936	314,930	17.5
	農業		17,138	12,671	26,558	56,366	3.1
	林業		10,388	3,176	6,451	20,015	1.1
	商工業		82,358	94,337	81,555	258,250	14.3
	観光		47	202	353	602	0.0
	小計		305,302	150,008	194,853	650,163	36.0
その他	3,066	260,636	105,325	5,771	374,798	20.8	
合計	13,427	798,980	458,279	533,329	1,804,015	100.0	
	うち放射能対策経費		1,872	7,702	10,792	20,366	1.1

（出所）岩手県財政課資料より筆者作成。

次に、細部に目を向けると、何度も補正予算を編成し、通常分に近づく規模の震災対応財政によって被災者・被災地ニーズ等の変化に対応してきたことが特徴的である。発災から、国の本格復興のための2011年度第3次補正予算が成立する11月21日までの8ヶ月間に編成した補正予算(震災対応)は7回に及び、総額5,645億円が計上されている。これによって、応急対策から復旧・復興の取り組みまで迅速かつ最大限の対応を行っている。

補正予算の主な内容をみると、発災直後の緊急期においては、被災者への支援が中心で、応急仮設住宅の整備から被災者の生活支援などの災害救助関係に、また、3ヶ月後には、『『なりわい』の再生』に向けて水産業の復旧支援を中心に予算が計上されている。とくに、6月8日の県議会臨時会に提案した補正予算第3号では1,850億円のうち、水産業に793億円(42.9%)を重点的に措置した。具体的には、当年度の漁獲時期や次年度以降の漁業資源の確保などに対応できるよう、流出・損壊した漁船をはじめ、養殖施設、産地魚市場、水産加工施設等の復旧整備や、ワカメ、ホタテ等の種苗の確保など水産業の再生に向けた取り組みである。農業、林業、経済産業も含め『『なりわい』の再生』に1,216億円が計上されたが、2ヶ年の決算状況をもても、甚大な被害を受けたこともあって、震災対応財政に占める比重は大きい。

こうした事情を把握すると、漁業者または漁業者を含む水産業従事者の多くが、漁船や漁具の流出、荷捌き施設、倉庫、加工場、冷蔵・冷凍・製氷などの水産施設、種苗生産施設、養殖施設、定置網、漁港や防波堤などの被害を受け、水産業基盤そのものが崩壊し、地域産業の消滅と地域コミュニティの喪失につながる危機的な状況に陥るために、県はいち早く対策を講じたことは明らかである。

県の迅速な取り組みによる成果を、「いわて復興インデックス報告書(第8回)」(2013年度第4回、2013年11月)にもとづいて全体にわたって示すと、『『安全』の確保』分野ではがれきの処理が

82.7%、津波防災施設の整備率は27.2%、『『暮らし』の再生』分野では新設住宅着工戸数が前年同期比+85.2%、応急仮設住宅入居戸数は前回調査時比較-335戸(12,352戸→12,017戸)、『『なりわい』の再生』分野では補助事業による新規登録漁船数(累計)の整備率が89.8%(6,017隻)、養殖施設整備台数(累計)が85.9%(17,082台)、農地復旧率は81.0%(252ha)である。2013年9月末現在、水揚量は震災以前の3ヶ年平均に対しては66.6%の水準に、水揚金額ベースでは70.8%まで復旧している。

予算に対して決算をみると、その特徴は次のように整理することができる。最初に、歳入である(表3)。

2011年度には国庫支出金が50%超で最大の比重を占めるが、12年度には「その他」が50%弱となり、歳入構造が大きく変化する。「その他」の大半は繰入金であり、いったん積み立てられた復興交付金基金や復興基金が繰入れられたことによる。そして、震災復興特別交付税が兩年度で16%に及ぶ。2011年度はそのほぼ全てがいわゆる地方負担の肩代わりであったが、12年度は70%程度となり、多様な活用がみられる。2012年度の歳入構造は宮城県と類似している。ただし、2011年度の復興交付金の規模が岩手県ではかなり大きい、これは主に災害公営住宅整備事業の配分による。

性質別歳出については2011年度に積立金が最大の比重を占めていたが、12年度にその比重は大幅に低下し、災害復旧事業費の比重が大きく増大している(表4)。災害復旧のペースが上昇し、復旧が加速していることがわかる。こうした構造は宮城県と大きく異なる。宮城県では災害復旧事業費は微増にとどまり、復旧のペースで大きな違いがみられる。市町村との比較で言えば、県財政における投資的経費の比重が格段に大きい、これは河川、海岸、道路等の復旧事業の大半が県事業であることによる。

歳出を復興計画における3原則10分野(詳細は補論を参照)で整理すると、予算と大きく異なる

表3 岩手県と宮城県震災対応財政・歳入
(2011・12年度決算)

(単位:百万円、%)

	岩手県		宮城県	
	2011年度	2012年度	2011年度	2012年度
一般財源	156,913	26.0	227,481	21.1
	101,892	19.1	211,259	17.8
うち震災復興特別 交付税	98,584	16.3	197,321	18.3
	90,227	16.9	204,590	17.2
国庫支出金	327,451	54.3	565,455	52.3
	164,620	30.8	382,813	32.2
うち普通建設事業 費支出金	62,864	10.4	108,228	10.0
	7,260	1.4	23,110	1.9
うち災害復旧事業 費支出金	35,923	6.0	54,505	5.0
	69,326	13.0	81,582	6.9
うち東日本大震災 復興交付金	46,815	7.8	9,407	0.9
	55,308	10.4	119,192	10.0
地方債	10,053	1.7	37,571	3.5
	13,244	2.5	38,435	3.2
その他	108,672	18.0	249,883	23.1
	253,968	47.6	555,694	46.8
合計	603,089	100.0	1,080,390	100.0
	533,724	100.0	1,188,201	100.0

(注) 上段は2011年度、下段は12年度である。

(出所) 岩手県、宮城県の地方財政状況調査表により筆者作成。

ることが明らかになる(表5)。「『なりわい』の再生」の比重が最大であることは変わらないが、2011・12年度の合計額は2,568億円で、同期間の予算額4,553億円を大幅に下回る。そのなかで中小企業に対する復興資金貸付金の規模が目立つ。他方、予算のとおり執行できず、繰越等がみられる。繰越それ自体はさほど問題ではないが、その要因や、被災地、被災者等に与える影響は看過されてはいけない。なお、厳密に言えば、「その他」の比重が最大であるが、その大半は復興交付金基金積立金等であり、市町村に対する復興基金(交付金)も含まれる。

県財政に対して、県内市町村の震災対応財政をみると、沿岸被災12市町村の占める割合は決算ベースで2011年度91.1%、12年度96.0%である。12市町村の決算額のうち県支出金の比重は2011

表4 岩手県と宮城県震災対応財政・性質別歳出
(2011・12年度決算)

(単位:百万円、%)

	岩手県		宮城県	
	2011年度	2012年度	2011年度	2012年度
義務的経費	5,259	1.0	11,380	1.1
	3,589	0.8	6,992	0.7
うち人件費	1,453	0.3	4,453	0.4
	3,327	0.7	6,417	0.6
うち扶助費	2,674	0.5	2,416	0.2
	259	0.1	561	0.1
うち公債費	1,132	0.2	4,511	0.4
	3	0.0	14	0.0
投資的経費	155,110	29.5	230,006	22.9
	195,365	43.0	163,137	15.6
うち普通建設 事業費	84,097	16.0	137,513	13.7
	40,074	8.8	57,746	5.5
うち災害復旧 事業費	71,013	13.5	92,493	9.2
	155,291	34.2	105,391	10.1
その他の経費	365,439	69.5	764,547	76.0
	255,326	56.2	877,091	83.8
うち物件費	25,405	4.8	88,110	8.8
	8,036	1.8	174,448	16.7
うち補助費等	66,951	12.7	217,730	21.6
	74,111	16.3	287,815	27.5
うち積立金	226,762	43.1	370,694	36.9
	101,179	22.3	282,625	27.0
合計	525,808	100.0	1,005,933	100.0
	454,280	100.0	1,047,220	100.0

(注) 1. 上段は2011年度、下段は12年度である。

2. 岩手県内市町村の震災対応分(決算)は2011年度187,303百万円、12年度539,920百万円である。

(出所) 総務省「地方財政の状況」より筆者作成。

年度27.0%(548.2億円)、12年度12.0%(662.5億円)を占めるが、そのうち「国庫財源を伴うもの」の11年度20.2%(410.7億円)、12年度7.8%(427.8億円)に対して、「県費のみのもの」は11年度6.8%(137.5億円)、12年度4.3%(234.6億円)である。「国庫財源を伴うもの」をみると、復興基金交付金が半分以上を占め、県の間接補助者としての役割を見出すことができる。また、「県費のみのもの」は構成比で見ると、「国庫財源を伴うもの」に見劣りするが、金額とあわせて決して小さな規模ではなく、県財政の役割が非常に大きいことが示唆される。

4. 財源

(1) 復興交付金

復興交付金(東日本大震災復興交付金)について

表5 岩手県の震災対応関連決算：復興計画・3原則10分野等の状況

(単位：百万円)

		2011年度		2012年度	
		決算額	主なもの	決算額	主なもの
安全	防災のまちづくり	33,172	河川等災害復旧事業費 4,781 直轄河川等災害復旧事業費負担金 1,713 災害廃棄物緊急処理支援事業費 13,636	64,038	河川等災害復旧事業費 6,180 防災情報通信設備災害復旧事業費補助 1,485 災害廃棄物緊急処理支援事業費 43,256
	交通ネットワーク	17,433	直轄道路事業負担金 11,900 三陸鉄道災害復旧事業費 666	33,468	直轄道路事業負担金 14,438 港湾整備事業特別会計繰出金 3,997
	小計	50,605		97,506	
暮らし	生活・雇用	123,483	災害救助費 93,545 災害弔慰金負担金 12,859 緊急雇用創出事業費補助 3,957	56,374	東日本大震災津波復興基金市町村交付金 21,461 災害救助費 7,961 緊急雇用創出事業費補助 11,137
	保健・医療・福祉	2,962	地域支え合い体制づくり事業費 293 被災地医療確保対策事業費 1,093	9,588	地域支え合い体制づくり事業費 671 被災地こころのケア対策事業費 402 災害時地域医療支援教育センター整備費補助 457
	教育文化	2,596	学校施設災害復旧事業費 676 被災児童生徒就学援助事業費補助 565	2,677	小中学校教職員人件費 1,195 被災児童生徒就学援助事業費補助 465
	地域コミュニティ	2,444	生活福祉資金貸付事業推進費補助 2,415	1,288	生活福祉資金貸付事業推進費補助 770
	市町村行政機能			56	行政情報バックアップ促進事業費補助 56
	小計	131,484		69,983	
なりわい	水産業	24,877	漁港災害復旧事業費 6,525 水産業経営基盤復旧支援事業費 2,465	56,628	共同利用漁船等復旧支援対策事業費 18,918 水産業経営基盤復旧支援事業費 6,155
	農業	4,215	東日本大震災農業生産対策事業費 541 肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助 513	13,841	放射性物質被害畜産総合対策事業 4,971
	林業	940	木材供給等緊急対策事業費 668	4,633	治山災害復旧事業費 796 木材加工流通施設等復旧対策事業費 650
	商工業	57,797	中小企業東日本大震災復興資金貸付金 30,400 中小企業等復旧・復興支援事業費 16,166	93,679	中小企業東日本大震災復興資金貸付金 48,814 中小企業等復旧・復興支援事業費 6,830
	観光	39		172	北いわて滞在情報発信強化事業費 27 三陸観光支援事業費 21
	小計	87,868		168,954	
その他	255,851	東日本大震災津波復興基金積立金 51,006 東日本大震災津波復興基金市町村交付金 21,000 東日本大震災復興交付金基金積立金 46,815	117,837	東日本大震災復興交付金基金積立金 55,301 東日本大震災津波復興基金積立金 21,464	
合計	525,808		454,280		
うち放射能対策経費	876	肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助 513 県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費 96	6,784	放射性物質被害畜産総合対策事業 5,135 原木しいたけ経営緊急支援事業費 234	

(出所) 岩手県財政課資料より筆者作成。

ては、国から県に対する交付額から整理していく（表6）。2014年6月の第9回交付までをみると、県分は1,130億円であり、市町村分の4,347億円を大きく下回る。県分は2012年3月の第1回の468億円が最大であり、次いで12年11月の第4回の452億円である。逆に、2013年6月の第6回の1.5億円が最小である。以下にみるように、復興交付金の執行額は交付額を大きく下回っており、いったん積み立てられて、執行待ちの状態になっていることがわかる。

次に、復興交付金基金の積立の状況である（表7）。2011・12年度に大規模な積立が行われ、12年度末現在高は853億円となったが、13・14年度に取崩額が増大し、14年9月現在、ピーク時の半分以下となっている。

次に、復興交付金の活用事業の状況である（表8）。制度創設の時期の関係上、2011年度の決算はゼロであるが、12年度は漁業集落防災機能強

表6 国から県に対する復興交付金の交付額

（単位：億円）

	県配分	(参考) 市町村配分
第1回(2012.3.2)	468.2	329.5
第2回(2012.5.25)	52.6	745.9
第3回(2012.8.25)	5.5	480.3
第4回(2012.11.30)	452.6	1,500.8
第5回(2013.3.8)	42.3	363.1
第6回(2013.6.25)	1.5	182.3
第7回(2013.11.29)	54.9	195.3
第8回(2014.3.7)	25.9	462.2
第9回(2014.6.24)	26.7	87.2
累計	1,130.2	4,346.6

（出所）岩手県財政課資料より筆者作成。

表7 復興交付金基金（積立額の状況）

（単位：千円）

年 度	年度当初現在高	積 立 金			取 崩 額	年度末 現在高
		運 用 益	積 立 金	計		
2011	2012年2月条例施行	239	46,815,319	46,815,558	2,488,125	44,327,433
2012		29,166	55,307,713	55,336,879	14,405,720	85,258,592
2013		52,085	9,406,530	9,458,615	21,151,200	73,566,005
2014		36,363		36,363	43,442,863	30,159,505
2014年9月		11,761	7,420,696	7,432,457	1,403,026	36,188,936

（注）積立金・取崩額は決算ベース。2013年度の取崩額は2月補正で大幅減額されている。

（出所）岩手県財政課資料より筆者作成。

化事業費が最大となっている。この事業は被災地の漁業集落における地盤嵩上げや、排水施設、集落道等の生活基盤の整備などからなる。ただし、事業実施主体は市町村である。2013年度は災害公営住宅整備事業費が大幅に増大し、最大となり、災害公営住宅整備が加速している。2014年度も同様の傾向を示し、復興交付金事業の規模が大幅増になる主な要因になっている。ただし、必ずしも完成戸数が一気に増えているわけではない。

最後に、復興交付金の問題に言及しておきたい⁵⁾。

①対象事業が基幹事業の5省40事業およびこれに関連する効果促進事業、具体的に言えば、市街地や集落の再生・整備に関連したハード事業におおよそ限定されていることから、広域的な観光などの産業振興に関わる事業への支援がなく、岩手県は基幹事業の対象拡大など柔軟な制度運用を国に対して要望している。②とくに基幹事業と関連して自主的かつ主体的に実施する効果促進事業は復興庁の事前査定によって活用が認められないか、または認められた場合でも、内容について厳しい査定が行われている実態がある。

（2）復興基金

東日本大震災における復興基金制度は2011年10月に創設され、被災自治体が基金を設置する場合に特別交付税（12月交付、1,960億円）により財源措置されることになった。岩手県に対する措置額は420億円であり、その半分にあたる210億円が市町村に交付された。岩手県は復興基金の運用にあたって、他の県と同様に直営方式を採用している。県の復興基金（岩手県東日本大震災津

表8 復興交付金の活用事業の状況

(単位：百万円)

事業名	2012年度 (決算)	2013年度 (決算)	2014年度		
			(当初予算)	(9月補正)	(現計)
保育所の複合化・多機能化推進事業費補助	35			19	19
被災地地域農業復興総合支援事業	331	386	1,282		1,282
土地改良事業調査	24	25		20	20
中山間地域総合整備事業費	132	124	124	23	147
農用地災害復旧関連区画整理事業費	672	3,223	2,314	488	2,802
漁業集落防災機能強化事業費	6,403	2,777	6,801		6,801
漁港施設機能強化事業費		546	660	63	723
漁港環境整備事業費	219	147	12	14	27
漁港機能復旧事業費	1,461				
農業研究センター南部園芸研究室施設災害復旧事業費	17	226			
水産技術センター施設災害復旧事業費	177	245			
さけ、ます増殖費		137			
地域連携道路整備事業費	1,559	2,393	10,878		10,878
災害公営住宅整備事業費	2,912	10,455	19,719	562	20,281
住宅再建相談事業費			8		8
復興まちづくり推進事業			4		4
復興まちづくり推進事業(笑顔と希望)		4	4		4
津波危機管理対策緊急事業費		15	800		800
街路事業費			20		20
広域公園整備事業費	16	8	134	2	136
地域優良賃貸住宅整備事業	101	187		88	88
緊急地方道路整備事業	251				
住宅再建促進事業	1	3			
幼稚園等の複合化・多機能化推進事業費補助	67	8	83		83
遺跡調査事業費	27	38	75		75
基幹事業 合計	14,406	20,947	42,919	1,280	44,198
効果促進事業 合計		198	400	123	523
一般財源扱い(災害公営住宅家賃低廉化事業等)		5	125		125

(注) 1. 事業名にある「笑顔と希望」は「笑顔と希望あふれるふるさと再生事業費」の略称であり、復興まちづくりワークショップ開催のための経費である。

2. 一般財源扱い(災害公営住宅家賃低廉化事業等)は、災害公営住宅の家賃低廉化に要する費用および低所得者の負担軽減措置としての家賃減免に係る費用の支援分を交付金で収入するが、一般財源扱いとするもの。

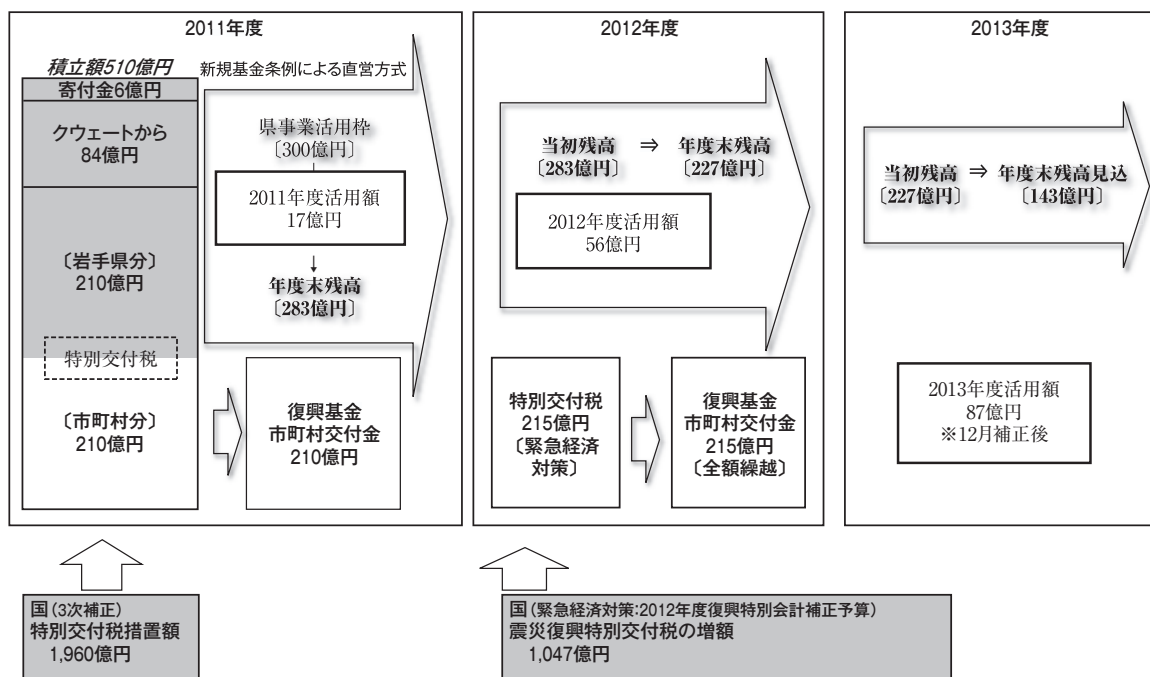
(出所) 岩手県財政課資料より筆者作成。

波復興基金)の残高等の動向は図1のとおりであるが、当初、420億円に加えて、クウェートからの寄附金84億円等があり、510億円が積み立てられたことがわかる。そして、2012年度の国の緊急経済対策にもとづき、東日本大震災復興特別会計補正予算において1,047億円が追加され、岩手県に215億円が震災復興特別交付税により増額交付された。ただし、この215億円は市町村交付金としてそのまま交付された。県の実質的な活用

可能額は300億円である。県事業と市町村事業の関係を整理すると、被災地がきわめて広範囲にわたる反面、市町村ごとに被災者ニーズが異なることから、県は広域的な事業に活用し、市町村にかなり配慮された形となっている。

県分300億円のうち2013年度末までに157億円が活用されることになっている。したがって、13年度末の残高見込額は143億円であるが、本格復興に向け、財源として十分な額が確保され

図1 岩手県東日本大震災津波復興基金の残高等の動き



(出所) 筆者作成。

ているかどうかは議論の余地がある。岩手県(2013b)によると、今後の活用見込額に対して116億円の財源が不足するとし、想定どおりの事業を実施した場合、2015年度には枯渇する見込みであるとする。そこで追加的な財源措置を要望しているが、今のところその見通しは立っていない。他方、復興基金の管理等については、復興基金のニーズが相当の期間継続すると考えられることから、県は復興期間全体のニーズを考慮しながら活用していくことが要請される。また、災害復興住宅融資利子補給補助などは、長期間にわたって融資実績に応じて必要とされ、復興期間を超え、かつ多額にのぼることから、基金管理には十分に留意しなければならない。2011・12年度決算および13年度予算の復興基金の活用状況(表9)をみると、「『暮らし』の再建」の95.0億円が最大であり、「『安全』の確保」に23.2億円、「『なりわい』の再生」に39.4億円が活用されている。「『暮らし』の再建」については被災した住宅の補

修や宅地の復旧、新築等への市町村の補助事業に対する補助40.7億円(被災地住宅補修支援事業費25.8億円、被災地宅地復旧支援事業費14.9億円)、市町村が自宅再建を支援するために補助する費用の一部に補助する被災者住宅再建支援事業費補助23.8億円、被災者の国民健康保険の一部負担金の免除に要する経費に対する補助、後期高齢者医療費一部負担金、介護保険および障がい福祉サービスを免除するために要する経費に対する補助5.5億円などである。「『安全』の確保」に向けた主なものは三陸鉄道の駅舎整備等に対する補助19.5億円など、「『なりわい』の再生」については被災中小企業の復旧に対する補助12.5億円などである。国民健康保険等の一部負担金の免除については2013年12月末までの措置であったが、1年間延長することを発表した(2014年1月現在)。それは2012年9月30日までは国が全額(10/10)補填していたが、同年10月1日以降は既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8

表9 岩手県復興基金の活用状況 (主なもの)

	2011年度 (決算)	2012年度 (決算)	2013年度 (予算)	計
「安全」の確保	5.5億円 ・三陸鉄道復興地域活性化支援事業費補助 ・港湾利用促進費	10.9億円 ・再生可能エネルギー導入促進事業費 ・浄化槽設置整備事業費補助 ・三陸鉄道復興地域活性化支援事業費補助	6.8億円 ・再生可能エネルギー導入促進事業費 ・浄化槽設置整備事業費補助 ・三陸鉄道復興地域活性化支援事業費補助	23.2億円
「暮らし」の再建	3.5億円 ・被災住宅補修支援事業費 ・被災宅地復旧支援事業費 ・私立学校等災害復旧支援事業費	33.2億円 ・被災住宅補修支援事業費 ・被災宅地復旧支援事業費 ・災害復興住宅新築支援事業費 ・被災者住宅再建支援事業費	58.3億円 ・被災住宅補修支援事業費 ・被災宅地復旧支援事業費 ・災害復興住宅新築支援事業費 ・被災者住宅再建支援事業費 ・国民健康保険一部負担金免除支援事業費補助	95.0億円
「なりわい」の再生	6.0億円 ・中小企業被災資産修繕費補助 ・小規模農地等災害復旧事業	11.6億円 ・中小企業被災資産修繕費補助 ・卸売市場施設災害復旧事業費補助	21.8億円 ・中小企業被災資産修繕費補助 ・さんりく未来産業起業促進費	39.4億円
市町村交付分	210.0億円	214.6億円		424.6億円
計	225.0億円	270.3億円	86.9億円	582.2億円

(注) 各年度の金額は、当該年度に措置した事業費の現時点で確定している実績額に繰越額を加えたものである。
(出所) 岩手県財政課資料より筆者作成。

表10 岩手県の復興関連基金の状況

(単位：百万円)

	前年度末 残高	2013年度			終期
		取崩額	積立額	残高	
東日本大震災津波復興基金	22,766	8,694	198	14,270	なし
消費者行政活性化基金	34	65	31		2013年度
再生可能エネルギー設備導入等推進基金	12,844	3,378		9,465	2015年度
災害廃棄物基金	197	7,392	7,195		2013年度
障害者自立支援対策臨時特例基金	593				2012年度
介護サービス施設整備等臨時特例基金	4,534	1,661		2,873	2013年度
子育て支援対策臨時特例基金	549	440		109	2013年度
自殺対策緊急強化基金	206	153		53	2013年度
地域医療再生等臨時特例基金	24,330	6,037	11	18,304	2015年度
緊急雇用創出事業臨時特例基金	47,232	23,886		23,346	2017年度
森林整備加速化・林業再生基金	2,949	2,113	16	852	2014年度
いわての学び希望基金	5,425	432	531	4,993	なし
東日本大震災復興交付金基金	85,227	30,490	5,000	59,737	2015年度
高等学校生徒等修学等支援基金	4,755	805	3	3,953	2014年度
合計	210,979	85,546	12,985	137,955	

(注) 1. 2013年11月時点。

2. 復興関連基金とは以下のとおりである。①東日本大震災に係る国の2011年度補正予算および予備費で計上され、県に交付された国庫支出金および2012年度東日本大震災復興特別会計予算で計上され、県に交付された国庫支出金を原資に積み立てられた基金ならびに岩手県が独自に震災対応のために積み立てた基金(いわての学び希望基金)。②東日本大震災発生以前から設置している基金の財源を活用して充当(取崩)している金額は含まれていない。③東日本大震災以前から設置している基金に、上記①に掲げる国庫支出金が交付され、基金が増額されている場合は、増額分について計上している。

割支援)に変更されたため、市町村等は引き続き免除措置が講じられるよう国の交付金(8/10)の残額(2/10)を県と市町村等で折半することを基本(国の交付金の交付がない市町村は1/10負担となるよう県交付金9/10を支援)としてきた。宮城県は2012年度末で終了し、福島県は2013年度末まで継続となっている。

(3) 復興関連基金

復興基金の他に、国の各種交付金によって設置された復興関連基金がある。まず全国ベースで基金をみると、2013年度現在、13基金4.1兆円である。2008年の第2次補正によって緊急雇用創出基金1,500億円、安心こども基金1,000億円ほか措置され、翌年には、リーマンショックによる世界同時不況対策として2度にわたる補正予算が組まれ、2兆円を超える規模となっている。その後も、2012年度まで毎回6千億円前後の予算額が措置されている。次に、岩手県の復興関連基金について整理すると、2012年度末時点で14基金、2,110億円の残高である(表10)。2013年度は、これらの基金を取り崩して事業が執行されることとなっており、その活用額は855億円である。そして、同年度末残高は1,380億円と見込まれている。復興基金以外で主な基金をみると、復興交付金基金があげられるが、それについては既述している。次いで、緊急雇用創出事業臨時特例基金が2013年度については11月時点で239億円の取崩しとなっており、県事業に160億円、市町村事業に79億円が交付され、うち沿岸被災12市町村に44億円が交付されることとなっている。災害廃棄物基金は2013年度についてがれき処理のために74億円の取崩しであり、13年度末での処理完了を目指している。その他には、再生可能エネルギー設備導入等推進基金、地域医療再生等臨時特例基金などの規模が大きい。

岩手県では大槌、山田、高田の各県立病院が全壊したが、それらの復旧にとって地域医療再生等臨時特例基金の存在が非常に大きく、起債の充当が避けられることとなる。仮に、起債事業であ

れば、後年度の償還に一般会計からの繰出しが必要となり、実質公債費比率や将来負担比率に跳ね返るが、基金事業となれば、比率の上昇抑制効果も期待できる。当該基金の活用では、他に、津波によって被害を受けた沿岸市町村の民間医療施設の移転新築を支援し、被災地における医療体制の速やかな復旧を図る被災地医療施設復興支援事業を創設している。医療機関の廃業や医師の地域外への流出を防ぐこと、新規参入を促すことを目的とするとともに、公的病院への診療応援等の取組みへの参加を義務付けることや、医療と介護の連携体制の構築、市町村のまちづくり計画との整合性などを補助条件として、補助率を3/4としている。

教育関係では、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例基金を積み増した高等学校生徒等修学等支援基金を活用し、就学困難となった児童生徒に対する就学援助を行った市町村への財政支援(10/10)や、いわての学び希望基金による児童生徒に対する奨学金等を給付して就学支援を行っている。基金以外でも、震災により心にダメージを受けた児童生徒をサポートするためのスクールカウンセラー配置事業は全額国庫補助により措置されている。しかし、このような震災対応で措置された事業が国庫支出金の廃止・縮小、復興関連基金の終期によって、継続実施が認められなくなった場合、復興基金等による財源手当てにシフトせざるを得ない懸念が強まっている。こうした点も念頭に置きながら、復興関連基金の論点と課題を整理すると、第一に、震災対応に活用されているものの、終期によりその財源活用ができなくなるため、活用継続であれば、その代替財源の確保が必要になり、このことから今後の国の補正予算、新年度の当初予算の措置状況、基金の延長動向等を注視しておく必要がある。第二に、代替財源が確保されなければ、復興基金の活用にならざるを得ないが、復興基金そのものが不足していたり、不足が見込まれたりしているのが実状であり、通常分の財源に頼るか、それができなければ、事業廃止に向かわざるを得ない。通常分の予算ですら厳しい財政運営を強いられているなかで、財源措

置が無くなった復旧・復興事業が上積みされていくことのないよう国に説得的に要望していくことも覚悟しなければならない。

(4) 減収補てん

震災が県税収入等に及ぼす影響について、宮入(1994)は雲仙火山災害のケースから2点あげている。第一に、災害が地域の経済活動にマイナスの影響を与えることによって、所得や消費水準を低下させ、税の減収が生じる。第二に、災害に伴う税の減免などの特別措置による減収があげられる。雲仙火山災害下では、地方税条例主義により地方自治体の任意との建前から、災害関係の減免税分には地方交付税による補てん措置がないために、全額地方負担となり、新産業都市法や過疎法など個別立法措置にもとづく誘致企業等への地方税の減免に対する地方交付税による減収補てん措置との比較で均衡を欠き、改善の必要性が指摘されている。

今回の大震災では地方税法等の規定を根拠にする個人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、地方法人特別譲与税の減収見込額の補てん措置は、「地方税法の一部を改正する法律」(2011年法律第30号)、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」(同第96号)などにもとづいて震災復興特別交付税により講じられ、その額は2011年度9.4億円、12年度5.1億円である。また、県税条例の規定にもとづく減免の減収額の補てん措置も同様に講じられ、2010年度0.7億円、11年度8.6億円、12年度1.2億円である。県税以外でも、条例の規定にもとづく使用料・手数料等の減免に伴う減収の補てん措置も震災復興特別交付税によって措置され、2011年度9.1億円、12年度1.4億円となっている。2011・12年度の2カ年の合計で補てん措置をみると、県税分は24.2億円、県税収入以外分は10.6億円、その合計額は34.8億円と多額に及ぶ。この合計額は2009年度の県

税収の2.9%に相当し、大船渡市の同年度の市税収におおよそ等しい。それは全て震災復興特別交付税によって確実に減収補てん措置が講じられ、県の財政運営上支障を来たしていない。

雲仙火山災害の後に発災した阪神・淡路大震災における地方税等の減免の減収補てん措置は全額が歳入欠かん債により行われ、元利償還金について県分80%、市町村分75%を特別交付税措置(2003年度より普通交付税措置)とされたが、今回の大震災では全額が震災復興特別交付税により措置されていることから言えば、減収補てん措置に係る制度等の改善は積極的に評価することができる。他方、復興が進む過程で県税の賦課徴収事務に新たな課題が発生している。建物の再建が進むにつれて急増する家屋評価業務や復興特区課税免除業務に対応する人手不足というのがそれである。被災市町村においても同様の課題を抱えており、県に対して税務担当職員の派遣要請もあるが、現在でも県税業務対応に不足を来している状況のなかでは、あまり要請に応えることができない。県は、他県等からの応援職員によって業務量の増加に対応し、また、追加の職員派遣を要請している状況にあり、マンパワー確保はクリアすべき重要課題の1つになっている。

(以下、本号(Ⅱ)へ)

【注】

- 1) 本稿は執筆者の1人である佐藤の修士論文(2013年度)「東日本大震災からの復旧・復興過程における災害対策財政の到達点と改革課題—中間団体としての岩手県財政を中心に—」をベースにしており、県財政の実態や復興事業(制度)などの把握は、多くが2014年1月までとなっている。もう1人の執筆者である柴田は佐藤論文を大幅に圧縮したうえで、若干の加筆、構成の見直しを行った。なお、意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、所属する組織の見解ではないことを申し添えておく。
- 2) 本稿では「震災対応財政」という用語を多用するが、震災からの救助・救援、復旧、復興などに関する地方自治体の活動に伴う財政を指す。ただし、次の点を意識している。財政データを取り扱う場合、被災自治体の予算や決算では「震災対応分」および「通常分」(歳入・歳出等の総額から震災対応分を差し引

いた分) が用いられるものの、それらの違いは個々の自治体で細部についてはっきりしていないし、自治体間でも異なる。例えば、自治体職員の給与等である人件費において両者の線引きは不明瞭である。また、国(総務省ほか)と県の間でも区分で異なる点がみられるので、全国レベルの統計等であれば国、県レベルの場合は県とし、一貫性あるいは整合性に注意を払うことにしている。

- 3) 磯崎(2012)、宮入(2013b)など。
- 4) 岩手県の公債費負担適正化計画の内容をみると、実質公債費比率が18%以上となった主な要因を、①国の経済対策に呼応して実施した公共事業等のほか、②県立大学や東北新幹線盛岡以北延伸などの公共施設整備に伴う県債の償還がピークを迎えること、③県立病院等の整備財源とした公営企業債の償還財源に対する繰出金が多額に上っていることなどをあげている。
- 5) 岩手県(2013b)では復興交付金に関して以下の要望が国に出されている。①復興交付金事業の確実な予算措置、②複数年度分の一括交付と柔軟に対応できる予算の確保、③間接補助事業制度等の見直しによる効率化、④効果促進事業の対象拡大と運用の改善、⑤復興交付金事業の対象拡大、⑥事務手続きの簡素化。

【参考文献】

青田良介・室崎益輝・北後明彦(2010)「災害復興基金と中間支援組織が連動した上での地域主導による復興推進のあり方に関する考察」(『地域安全学会論文集』Vol.12、地域安全学会)。

青田良介(2010)「被災者の自立再建にかかる支援を推進する災害復興基金の特色に関する考察—復興基金の4つの事例から—」(『都市計画論文集』Vol.45 No.3、日本都市計画学会)。

青田良介(2011)「被災者支援にかかる災害復興基金と義援金の役割に関する考察」(『災害復興研究』Vol.3、関西学院大学災害復興制度研究所)。

池上岳彦(2013)「東日本大震災復興をめぐる地方財政制度」(『地方財政』2013年8月号、地方財務協会)。

磯崎初仁(2012)「東日本大震災復興特別区域法の意義と課題(下)—円滑・迅速な復興と地方分権—」(『自治総研』405号、地方自治総合研究所)。

岩手県(2011)「岩手県東日本大震災津波復興計画(復興基本計画・復興実施計画)」。

岩手県(2012)「岩手県産業再生復興推進計画」。

岩手県(2013a)「いわて復興レポート2013」。

岩手県(2013b)「東日本大震災津波からの復興の加速化

に向けた岩手県からの提案・要望書」。

岩手県(2013c)「岩手県東日本大震災津波の記録」。

岩手県・宮城県の決算カード。

黒田武一郎(2012)「特別交付税の機能についての考察—東日本大震災に係る対応を中心として—」(『地方財務』2012年8月号、ぎょうせい)。

柴田但馬(2012a)「大震災復興・復興における岩手沿岸の自治体行財政に関する問題と課題」(『地域経済学研究』第25号、日本地域経済学会)。

柴田但馬(2012b)「岩手水産業の復興における主体間関係と諸問題—漁業協同組合を中心として—」(『総合政策』第14巻第1号、岩手県立大学総合政策学会)。

柴田但馬(2013a)「復興・復興2年目の現実と課題—岩手と宮城を中心として—」(『住民と自治』2013年3月号、自治体研究社)。

柴田但馬(2013b)「漁業の再建と漁協」(岡田知弘他編『震災復興と自治体—「人間の復興」へのみち—』自治体研究社)。

柴田但馬(2014a)「震災対応財政の到達点と課題—2011・12年度を中心に—」(日本地方財政学会第22回大会・報告論文)。

柴田但馬(2014b)「大震災復興・復興における自治体の行財政運営と職員不足問題」(『地方財政』2014年7月号、地方財務協会)。

柴田但馬(2014c)「災害の財政」(内山昭編著『財政とは何か』税務経理協会)。

財団法人阪神・淡路大震災記念協会編(2005)『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス・創造的復興への群像』財団法人阪神・淡路大震災記念協会。

佐藤博(2013)「平成25年度岩手県の当初予算と主要施策」(『岩手経済研究』No.369、岩手経済研究所)。

武田公子(2009)「震災と自治体財政—輪島市の事例を中心に—」(『金沢大学経済論集』第30巻第1号、金沢大学)。

武田公子(2013)「復興予算と自治体財政—陸前高田市の事例を中心に—」(『復興』Vol.4 No.2、日本災害復興学会)。

復興10周年委員会(2005)『阪神・淡路大震災復興10年 総括検証・提言報告』兵庫県ホームページ。

宮入興一(1994)「災害対策と地方財政運営—雲仙火山災害と県レベルの財政運営の対応—」(『経営と経済』第74巻第3号、長崎大学)。

宮入興一(2006)「災害と地方行財政」(宮本憲一・遠藤宏一編著『セミナー現代地方財政I』勁草書房)。

宮入興一(2013a)「災害と地方財政」(重森暁・植田和弘編『Basic 地方財政論』有斐閣)。

宮入興一(2013b)「復興財政政策と復興財源問題」(岡田知弘他編『震災復興と自治体—「人間の復興」へのみち—』自治体研究社)。

